

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年12月11日

月 曜 日

第 4290 号

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定 1
- 土地区画整理組合の解散認可 2
- 保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示

告 示

富山県告示第478号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成29年12月11日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
ふれあい新湊薬局	射水市本町1丁目13番4号	精神通院医療		平成29年11月1日
ふれあい水橋薬局	富山市水橋館町59番8号	精神通院医療		平成29年11月1日
ふれあい薬局千石町店	富山市千石町2丁目8番1号	精神通院医療		平成29年11月1日

ふれあい豊田薬 局	富山市豊田町1 丁目1番7号	精神通院医療		平成29年11月1日
--------------	-------------------	--------	--	------------

富山県告示第479号

土地区画整理組合の解散認可について

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第45条第 2 項の規定により、小矢部市石動駅南土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第 5 項の規定によりその旨を公告する。

平成29年12月11日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第480号

保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更した次の森林について、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第33条の第 3 項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

平成29年12月11日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山市山田鍋谷字赤松平105-1、105-7、字北平38-26、38-28、39-21、39-26、39-27、39-47、40-2、40-7、40-14、40-26、40-42、41-2、41-11、41-14、41-15、42-2、44-12、44-13、44-20、45-1、45-9、山田高清水字屋ツ畑2、3、4、山田居舟字赤松1693-2、1703、1704-1、1706、字赤松平89-2、91-3、92、136-3、136-7、101-2、101-4、101-6、庵谷字大谷13-5、13-9、13-10、13-15

2 所在が不明である通知の相手方

井上徳次、井上徳次郎、大野誉広、大本弘幸、木本勝次、木本紋太郎、後藤益江、清水昌治、樽本計介、樽本政信、土田佐久、土田雅彦、永吉照子、平野久吉、山崎喜与、山本外治

3 通知の内容

1 の森林について、農林水産大臣から平成29年10月25日付け農林水産省告示第1618号により保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったので、平成27年12月18日富山県告示第 486号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する。

4 森林法第 189条による掲示

平成29年11月30日から富山市役所に掲示した。
